

平成 22 年 12 月 27 日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役社長 田辺 和夫

(コード番号 : 8309 東大名)

## 基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月下旬に開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議決権の基準日後に、当社と住友信託銀行株式会社との間の株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により当社の普通株式を取得する者に対して、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本定時株主総会における議決権を付与することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 議決権を付与する株式

本株式交換により交付する当社の普通株式

(参考)

本株式交換により交付する当社の普通株式の数 2,495,090,743株（予定）

(注) 上記の本株式交換により交付する当社の普通株式の数は、平成 22 年 9 月 30 日現在における住友信託銀行株式会社の発行済普通株式の総数（1,675,128,546 株）及び住友信託銀行株式会社が有する自己株式数（571,000 株）等に基づいて算定した数であり、変動することがあります。

#### 2. 議決権を付与する理由

当社は、平成23年4月1日を効力発生日として、住友信託銀行株式会社と対等な立場で経営統合を行う予定ですが、手続上は、当社を株式交換完全親会社とし、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換方式によりこれを行うこととなります。

つきましては、平成23年6月下旬に開催予定の当社の本定時株主総会において、本株式交換により当社の普通株式を取得する住友信託銀行株式会社の株主に対しても議決権を付与することが、本株式交換の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、本定時株主総会における議決権の基準日（平成23年3月31日）後に当社の普通株式を取得するそれらの株主にも議決権を付与することといたしました。

なお、このような議決権の付与は、平成22年8月24日付で当社と住友信託銀行株式会社との間で締結し、平成22年12月22日開催の当社の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会にてご承認を賜った「株式交換契約書」第11条に基づくものです。

以 上